

森林経営管理制度へのPFS/SIBスキーム導入の可能性について

2024年2月13日

 DBJ 株式会社日本政策投資銀行

地域調査部

本日の内容

- Section 1 弊行のご紹介
- Section 2 森林経営管理制度について
- Section 3 PFS/SIBとは
- Section 4 森林経営管理制度に関する業務への導入可能性

Section 1

弊行のご紹介

DBJの地域への取組について

地域課題にフォーカスし、「実効性を意識した課題解決」を指向

地域課題



人口減少加速への対応

- 少子高齢化等による地域経済縮小
- 生産年齢人口減、若年女性人口減



- 交流人口増の必要性
- 生産性向上等必要性

地域産業衰退等への対応

- 大企業等の生産現場の海外移転
- 中小企業等の生産性向上投資不足
- 事業再編等に繋がるM&Aの不足



- 地域発イノベーション創出等必要性

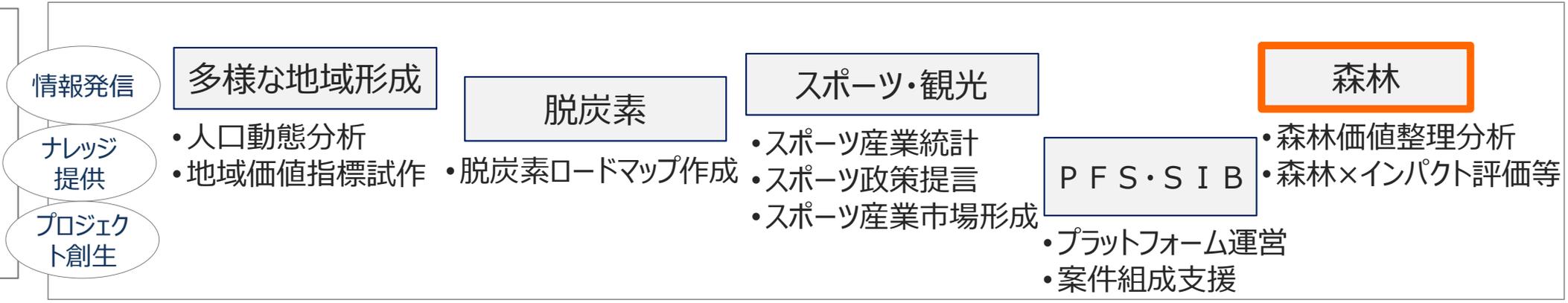
**地方財政悪化、インフラ老朽化
自然災害頻発への対応**

- 地方財政の悪化
- その中でのインフラ老朽化
- 自然災害の頻発



- 民間ノウハウ・資金活用等の必要性

取組



Section 2

森林経営管理制度について

森林経営管理制度導入の背景

経済林の課題

- 小規模零細
- 所有者・境界不明
- 所有者の経営意欲低下
- 後継者不足
- 立木売価で再造林費用を賄えず

非経済林の課題

- 荒廃・植生遷移による多面的機能（国土保全・災害防止機能、生態系・生物多様性保全機能、水源涵養機能等）の棄損
- 便益のフリーライドによる森林所有者管理・経営の負担

集約管理の必要性

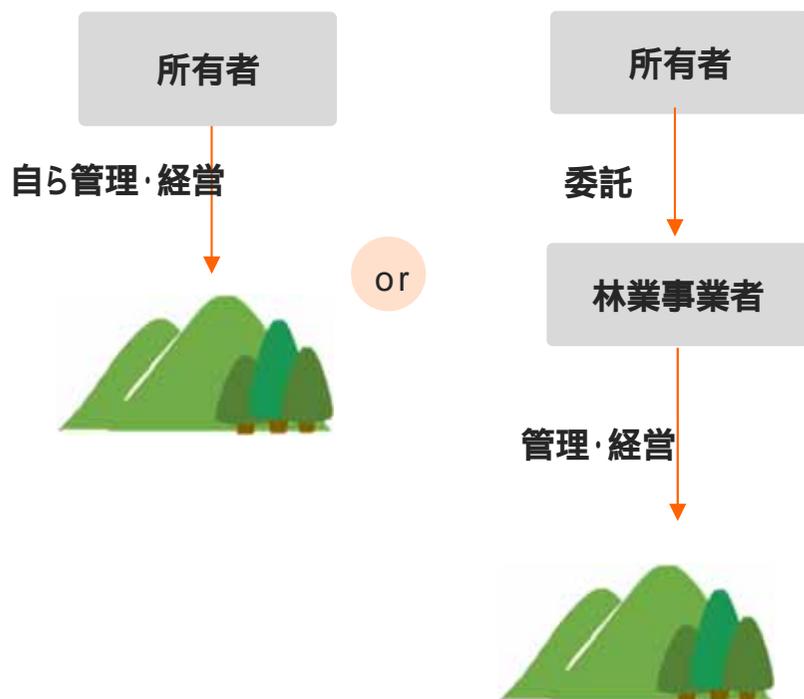
- 森林所有者の情報を良く把握しておりかつ信頼できる主体として**市町村**へ管理を委託
- 集約管理することで、立木の伐採や販売を合理化、山元への収益還元を促進
- 経済的に成り立たない森林についても行政主導で管理・保全

森林経営管理制度導入（2019年から森林経営管理法制定）

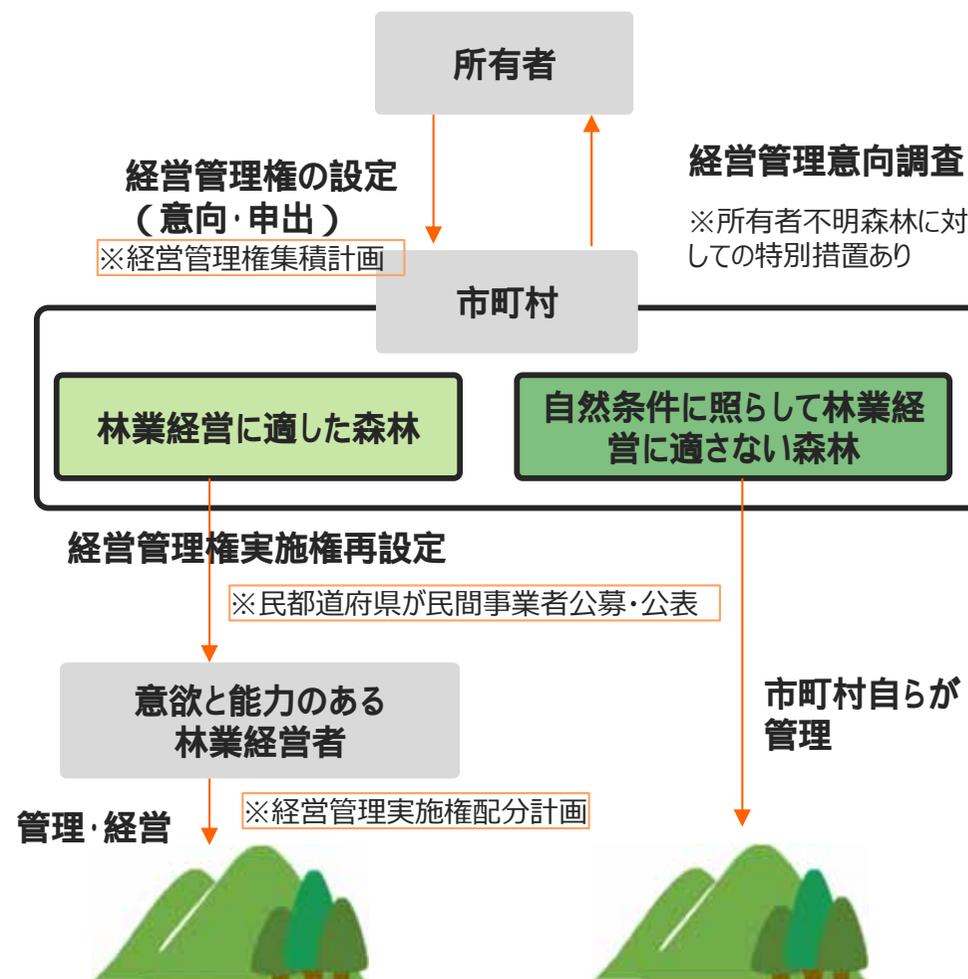
森林経営管理制度の概要

- 森林所有者による管理・経営が困難となった森林について、所有者の意向があれば、市町村に経営管理を委託することが可能に。

従前



新たな制度を追加

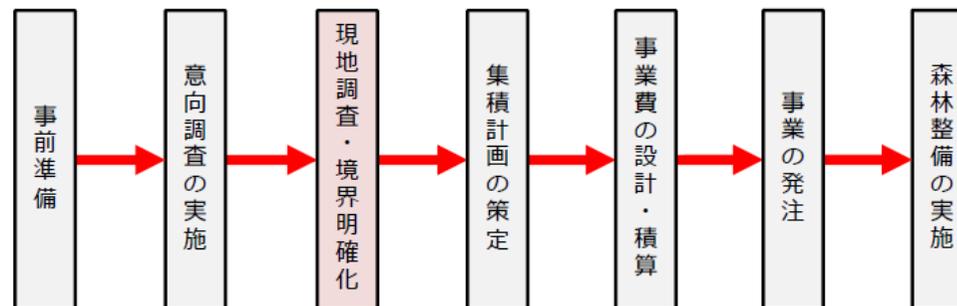


森林経営管理制度の課題

自治体の負担の増加

- 従来の公有林に加え、自治体が管理すべき森林が増加
- また制度の各段階「意向調査」「集積計画策定」「森林整備実施」などで、膨大かつ長期にわたるマンパワーと、ノウハウ、資金が必要

【森林経営管理制度のフロー】



※上記のほか、「意向調査実施前」や「集積計画策定後～事業発注前」に実施するパターンもある。

出所：林野庁資料

推進体制構築の限界

- 管理すべき森林を多く有する自治体では、人員不足などを背景に自治体独自の運営をスムーズに行うのがむずかしい状況

官民連携の検討

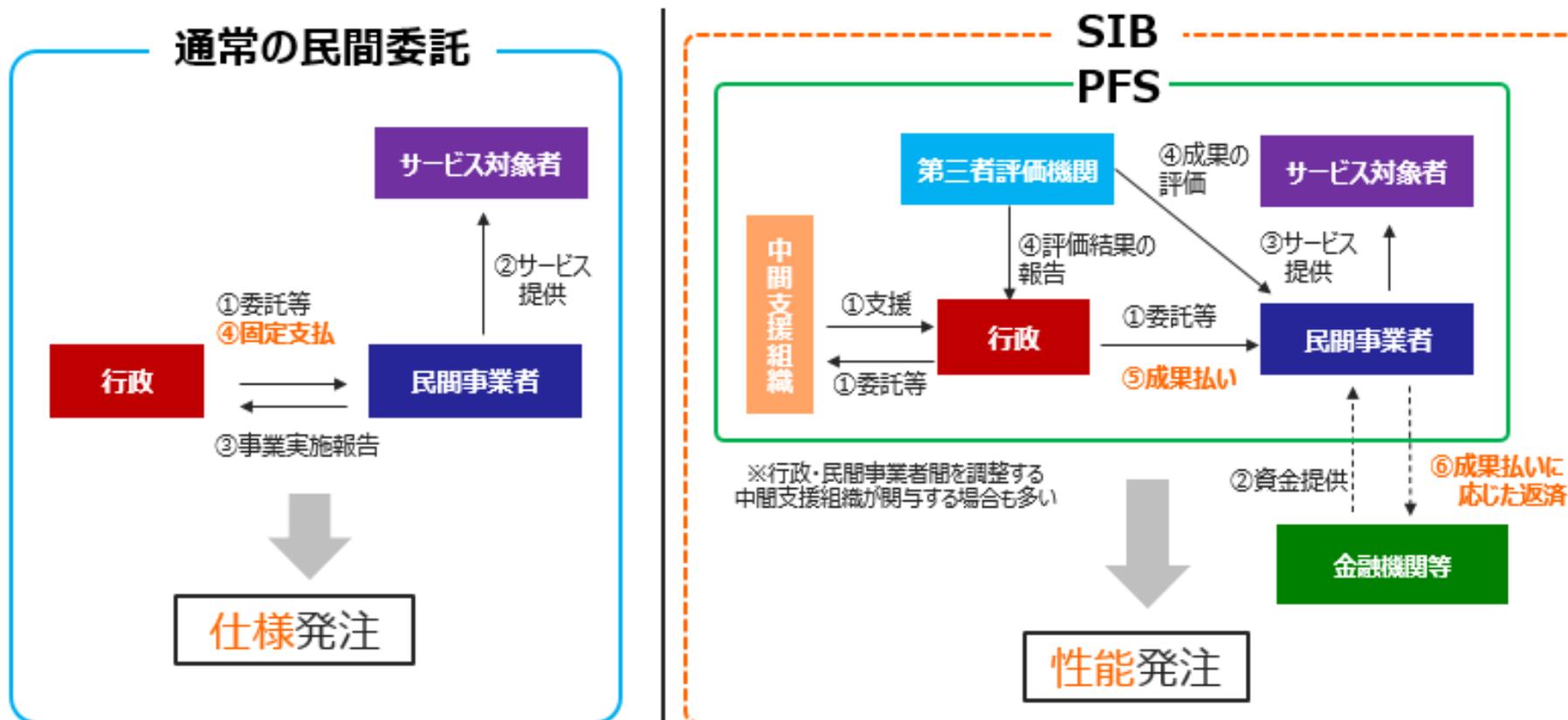
- 民間のノウハウとイノベーションの効率的活用必要性
- 官民連携手法の一つであるPFS/SIBスキーム導入が有効である可能性

Section 3

PFS/SIBとは

PFS/SIBスキーム

- ヒト・モノ・カネにまつわる社会課題が複雑化する中で、**行政コストの削減と社会課題の解決の両立**を目指す仕組みとして生み出されたものがPFS/SIB
- PFSとは、事業の民間委託等により、①**行政コストを抑えながら社会課題の解決を図り**、②**予め設定した事業の成果指標の達成度合いに応じて行政から対価が支払われる官民連携手法**
- このうち、特に民間事業者が**金融機関等から資金調達し、行政からの報酬で返済するものがSIB**



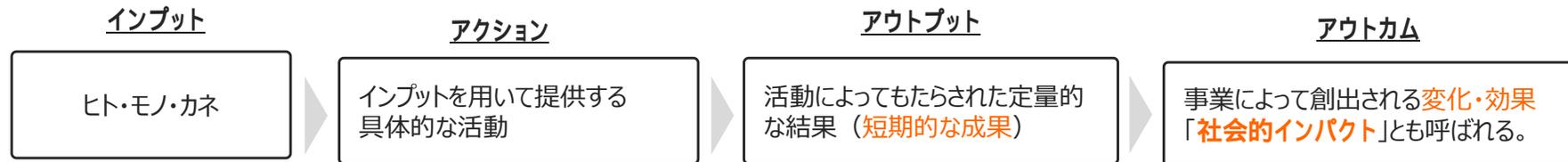
PFS/SIBの特徴

1 費用対効果の向上

成果を達成することに対し、民間事業者にインセンティブを付与することによる、民間のノウハウ、イノベーション効率的活用の促進

2 ロジックモデルの作成

成果指標の設定にあたっては、ロジックモデルを作成し、どのような効果を狙った事業なのか、どの事業内容を改善すべきかを明確化



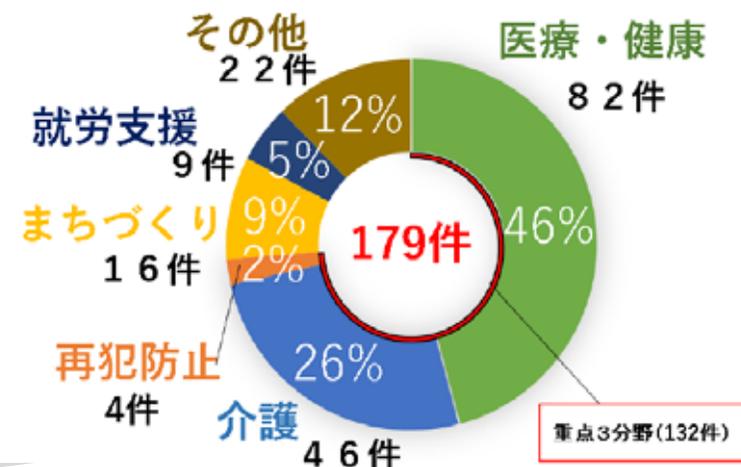
3 EBPMとの親和性

指標の設定、モニタリング、成果の評価等の各段階において、エビデンスを活用するため、スキーム自体にEBPM（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング：証拠に基づく政策立案）が組み込まれているといえる。

PFS/SIBに関する政府動向

現在までの動き

- SIB発祥の地であるイギリスでは再犯防止分野での組成を契機に、就労支援・ヘルスケア等、様々な領域に拡大
- 日本では、2015年頃から経済産業省を中心にヘルスケア分野において案件組成・検討を推進
- 2019年、内閣府に**成果連動型事業推進室（PFS室）**が設置。以降、**重点領域（医療・健康、介護等）**を中心に組成拡大



出所：内閣府「国内におけるPFS事業の取り組み状況について」（令和5年5月25日）よりDBJ作成

今後の方針

- 重点3分野の事例を蓄積しつつ、他分野（就労支援、まちづくり、**環境**など）に横展開
- 社会課題の解決というPFS導入の本来の目的に照らし、「**先導的なPFS事業**」の形成を促進

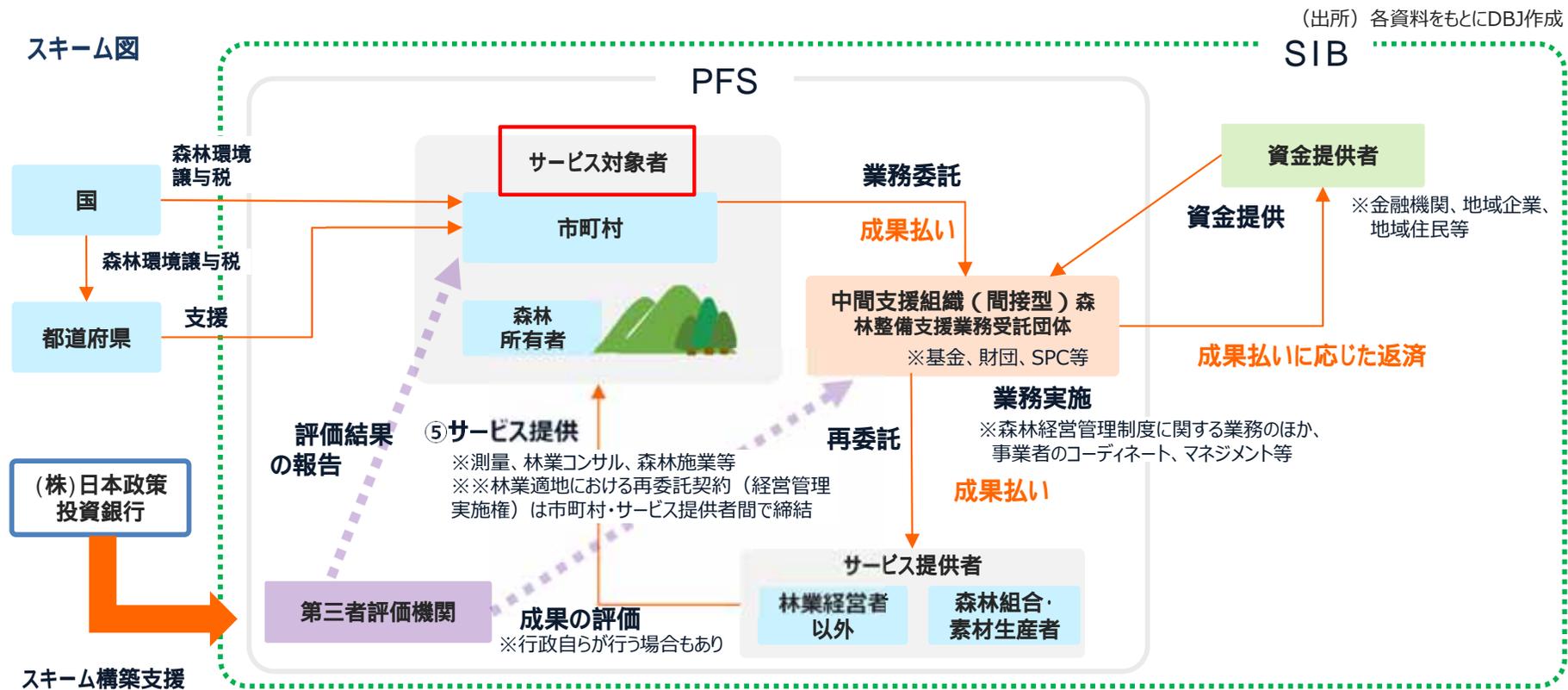
名称	補助対象	満たすべき要件	
成果連動型民間委託契約方式推進交付金	事例の蓄積が進んでいる領域	<ul style="list-style-type: none"> ■ アウトプット指標だけでなく、アウトカム指標に連動した成果支払の設定 ■ 複数年度事業 ■ 公募または一般競争入札など民間のノウハウを広く取り入れる手続きがある ■ 専門家による助言・監修を受けている ■ 対象群を設定するなど、厳密な評価の実施 ■ 行財政効果を含む社会的便益等のデータに基づいた推定 ■ 5,000万円以上の事業規模 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 成果連動部分 補助率：2分の1 上限額：4,000万円 ■ ファイナンス部分（SIBにおける経費部分） 補助率：10分の10 上限額：500万円
	事例の蓄積が今後期待される領域	<ul style="list-style-type: none"> ■ アウトプット指標だけでなく、アウトカム指標に連動した成果支払の設定 ■ 複数年度事業 ■ 公募または一般競争入札など民間のノウハウを広く取り入れる手続きがある ■ 専門家による助言・監修を受けている ■ モデル性の高い成果指標を設定している 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 成果連動部分 補助率：3分の2 上限額：5,000万円 ■ 中間支援部分（中間支援組織委託経費） 補助率：10分の10 上限額：1,000万円または総事業費の1割の低い方 ■ ファイナンス部分（SIBにおける経費部分） 補助率：10分の10 上限額：500万円

Section 4

森林経営管理制度に関する業務への導入可能性

森林管理におけるPFS/SIBスキーム（案）

- 市町村は、中間支援組織（森林整備支援業務受託団体）に森林経営管理制度に関する業務を委託（成果連動型）
- 中間支援組織は、森林経営管理制度に関する業務を行う他、下刈り、間伐、搬出等の実際の森林施業については、サービス提供者（林業事業者、森林組合等）委託、この際事業者の選定、マッチング、施業計画策定、モニタリング等の業務を統括・マネジメント
- SIBの場合は、地銀等の資金提供者から資金調達



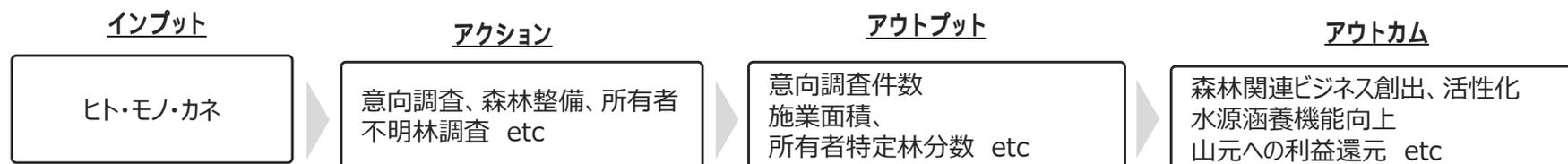
森林経営管理制度とPFS/SIBの親和性

1 費用対効果の向上

森林施業は専門的な知見や、経験を必要とする業務であり、民間のノウハウの効果的な活用が望まれる

2 ロジックモデルの作成

森林整備には長期的な体制構築が必要である点、中期・長期アウトカムの実現へ向け、複数年度契約を前提とするPFS/SIBスキームとは親和性が高い



3 EBPMとの親和性

2024年度からの森林環境税の賦課に向け、森林環境譲与税の用途についての、住民等への説明責任が強く求められることが想定される。

直接的な事業効果だけでなく、環境や、地域経済に与えるインパクト、長期的アウトカムを示すことで住民の理解を得ることが期待できる。

著作権 (C) Development Bank of Japan Inc. 2024
当資料は、株式会社日本政策投資銀行 (DBJ) により作成されたものです。

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引などを勧誘するものではありません。本資料は当行が信頼に足ると判断した情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性・確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しましては、ご自身のご判断でなされますようお願いいたします。

本資料は著作物であり、著作権法に基づき保護されています。本資料の全文または一部を転載・複製する際は、著作権者の許諾が必要ですので、当行までご連絡ください。著作権法の定めに従い引用・転載・複製する際には、必ず『出所：日本政策投資銀行』と明記してください。